

日本小児循環器学会分科会規則

平成 28 年 1 月 11 日制定

(目的)

第 1 条 本制度の目的は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下本学会と呼ぶ）が行う専門的学術研究の推進にとって有益であると認められる学会と研究会を「日本小児循環器学会分科会」として認定し、その会の維持、発展を支援することにある。「日本小児循環器学会分科会」への参加者には本学会が定める修練単位を与える。

(認定基準)

第 2 条 前条の目的達成のため、本学会は、定款第 5 条に基づき「日本小児循環器学会分科会」認定基準を別に定める。

(認定手続き)

第 3 条 「日本小児循環器学会分科会」の認定を受けようとする学会と研究会は、学術委員会を通じて所定の申請書を本学会に提出しなければならない。

2. 「日本小児循環器学会分科会」の認定は、学術委員会における審議のうえ、理事会が行い、評議員会・総会に報告する。

(経費の補助)

第 4 条 「日本小児循環器学会分科会」は、本学会に対して経費の補助を申請することが出来る。

2. 経費の補助は、学術委員会における審議のうえ決定し、本学会の総予算に応じて行う。
3. 経費補助の開始は、総会における予算案の承認後とする。

(年次報告)

第 5 条 「日本小児循環器学会分科会」の代表者は毎年、活動状況を理事会、評議員会に報告しなければならない。

(認定更新)

第 6 条 「日本小児循環器学会分科会」は 5 年毎に、更新のため、認定手続きと同じ手続きを取らなくてはならない。

(認定辞退)

第 7 条 「日本小児循環器学会分科会」が会の目的を達成したと考えられた場合、当該会の代表者は学術委員会に認定の辞退を申し出ることができる。

2. 認定辞退については理事会の承認を得た後、評議員会・総会に報告する。

(認定取り消し)

第8条 「日本小児循環器学会分科会」の活動が本学会の目的に著しく反した場合、活動状況などから「日本小児循環器学会分科会」であることが適切ではないと認められた場合には、学術委員会で審議のうえ、認定を取り消すことが出来る。

2. 認定の取り消しには理事会の承認を必要とする。

(疑義)

第9条 認定および認定取り消しについて、「日本小児循環器学会分科会」の代表者は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を有する。

(公示)

第10条 本学会は「日本小児循環器学会分科会」に関する必要な事項を、本学会機関紙およびホームページに公示するものとする。

(細則)

第11条 本規則の施行に関する細則は、学術委員会および理事会の議を経て、理事会において定める。

(改正)

第12条 本規則の改正については、理事会の議を経て承認し、評議員会・総会に報告する。

付則

(施行期日) この規約は、平成28年1月11日から施行する